

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二十五号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第八号中「財団法人広島県健康福祉センター（平成二年三月二十三日に財団法人広島県健康福祉センターという名称で設立された法人をいう。）」を「財団法人広島県地域保健医療推進機構（平成二年三月二十三日に財団法人広島県健康福祉センターという名称で設立された法人をいう。）」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十三年七月一日から施行する。